地域包括支援センターせと　重要事項説明書

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業の提供開始にあたり、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業者及び事業所の概要

事業者の名称	医療法人　社団　順心会	
法人種別	医療法人	
事業者の所在地	瀬戸市川北町２丁目１１番地	
電話・ファックス番号	電話　０５６１－８３－３１３１・FAX　０５６１－８３－３１１５	
ホームページアドレス	ある　・　なし	http://www.inoue-hp.com
代表者名	理事長　　井上　智司	
事業所の名称	地域包括支援センターせと	
事業所の所在地	瀬戸市萩山台３丁目７６番地	
電話・ファックス番号	電話　０５６１－９７－０５５２・FAX　０５６１－９７－０５１０	
介護保険の指定番号	２３０２３０００２１	
管理者	服部　佐知子	
指定年月日	２００６年４月３日	

２．職員の職種、人数及び職務内容

職員の職種	員数	区分			
		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
保健師等	1	1			
主任介護支援専門員	1	1			
社会福祉士	1		1		
介護支援専門員	2		1	1	

３．サービスの内容等に関する事項

営業時間 (窓口対応可能時	月～金曜日	9：00～17：00	土曜日	9：00～12：00	日曜・祝日	
	特記事項	国民の祝日（休日含む。）12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。				
サービス提供地域	秋葉町、一里塚町、蛭子町、上ノ切町、川合町、祖母懐町、陶栄町、陶生町、中山町、仲郷町、西郷町、萩殿町、春雨町、東茨町、東本町、南仲之切町、塩草町（９８番台)、塩草が丘（1 丁目、２丁目、3 丁目、4 丁目)、萩山台、八幡台、原山台、菱野台					
苦情・相談対応窓口の名称及び電話番号等	事業所	地域包括支援センターせと　　担当　服部　佐知子				
		(電話番号)　　０５６１－９７－０５５２				
		(対応時間)　　9：00～17：00（土曜は 12：00 まで） ただし、国民の祝日（休日含む。）12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。				
	保険者	瀬戸市　高齢者福祉課　介護認定給付係				
		(電話番号)　　０５６１－８８－２６２０				
		(対応時間)　　8：30~17：15（土日祝日・年末年始除く。）				
	その他	愛知県国民健康保険団体連合会				
		(電話番号)　　０５２－９７１－４１６５				
		(対応時間)　　9：00~17：00（土日祝日・年末年始除く。）				
事故発生時の対応	担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。					
秘密の保持	担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ個人情報利用同意書により得ます。					
虐待の防止について	利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。 虐待防止に関する責任者を選定しています。担当　服部　佐知子 成年後見制度の利用を支援します。 苦情解決体制を整備しています。 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生の検証、再発防止策の検討を行います。					
提供するサービスの第三者評価の実施状況について	実施の有無	なし				
	実施した直近の年月日					
	実施した評価機関の名称					
	評価結果の開示状況					
利用料	介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の立案作成等 （介護予防支援・介護予防ケアマネジメントA・B共通） 442 単位／月 初回加算　300 単位／月 委託連携加算　300 単位／月 要支援及び事業対象者の認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されますので、自己負担はありません。処遇改善加算　所定単位数の 2.1% ただし、保険料の滞納等により、全額利用料をお支払いいただく場合があります。 業務継続計画未実施減算 以下の基準に適合していない場合、所定単位数の 1.0 パーセントを減算する。 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずること。 高齢者虐待防止措置未実施減算 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合、所定単位数の 1.0 パーセントを減算する。 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ること。 虐待に防止のための指針を整備すること。 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。					

	上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※国の定める介護報酬の改定があった場合及び瀬戸市の定める利用料に改定があった場合は、改定後の利用料とします。		
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの委託	（ あり ・ なし ）	「あり」の場合の委託先	

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者　所在地　瀬戸市萩山台３丁目７６番地
名　称　地域包括支援センターせと
説明者氏名

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、同意します。

令和　　年　　月　　日

利用者　住所

氏名

利用者の家族代表　住所

氏名

利用者との続柄

代筆者　　氏名

（代筆が必要な理由）